

# ICT活用工事の試行要領の一部改正について

平成30年3月1日  
県土整備部技術企画課

県土整備部では、平成29年7月から建設現場における生産性向上に向け、「ICT活用工事」の試行に取り組んでいますが、この取組をより一層推進するため、下記のとおり「ICT活用工事試行要領」を一部改正します。

## 記

### 1 改正概要

#### (1) 対象工事

改正前：1万<sup>m</sup>以上の土工量を含む工事のうち、発注者が指定する工事

改正後：予定価格3千万円以上の土工を含む土木一式工事のうち、発注者が指定する工事

#### (2) 発注方式

改正前：発注者指定型

改正後：発注者指定型、施工者希望型（追加）

### 2 適用工事等

#### (1) 適用工事

平成30年3月1日以降に入札公告を行う工事

#### (2) 対象工事の表示方法

試行対象工事は入札公告及び特記仕様書に記載

詳細は「ICT活用工事試行要領（H30.3.1 一部改正）」を御覧ください。

宮崎県ホームページから入手できます。

(<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/gijutsukikaku/shakaikiban/kokyojigyo/ictkatuyou.html>)

問合せ先

宮崎県県土整備部 技術企画課 技術基準担当

電話 0985-26-7047